

第3章 生命と暮らしを守るまちづくり

第1節 防災体制の整備

方針

災害時に応急対策及び災害応急復旧を迅速、かつ有効に実施するため、組織及び体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化、施設・設備等の整備、資機材・物資の備蓄・点検等に関する計画を定め、防災体制の充実を図る。

計画

| | |
|---------|------------------|
| 防災体制の整備 | 1 組織体制の整備 |
| | 2 緊急連絡体制及び動員計画 |
| | 3 職員災害対応マニュアルの習熟 |
| | 4 資機材等の整備 |
| | 5 応援・協力体制の整備 |
| | 6 消防力の充実 |

1 組織体制の整備（総務部・土木下水道部）

(1) 総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備充実を図る。

【防災に係る組織体制】

| 組織名称等 | 活動等の内容 | 備考 |
|---------|--|----------------------------|
| 防災会議 | 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。 災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集する。 | 資料：一般 1参照 |
| 防災会議幹事会 | 平常時の防災対策の総合的な推進を図る | 資料：一般 - 3参照 |
| 災害警戒本部 | 震度4の地震が観測されたとき、東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき等において設置し、情報収集及び災害対策本部の設置準備等を行う | 地震応急対策計画第1章第1節 災害対策本部の設置参照 |
| 災害対策本部 | 震度5弱以上の地震が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあるとき等において設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する | 地震応急対策計画第1章第1節 災害対策本部の設置参照 |
| 水防本部 | 大雨、洪水等の警報が発令されたとき、河川の水位が警戒水位に達したとき等において設置し、風水害に係る警戒活動及び応急対策活動を実施する | 風水害応急対策計画第2章第2節 水防本部の設置参照 |

(2) 防災上重要な施設の管理者、防災関係機関との連携及び協力体制を確立する。

2 緊急連絡体制及び動員計画（総務部・各部・各関係機関）

(1) 緊急連絡体制

突発的な災害発生に備え、24時間体制の市役所庁舎守衛及び消防本部から防災担当部課長等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

また、守衛及び消防本部は市民、関係機関等からの情報の整理に努めることとし、連絡を受けた防災担当部課長等は関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。

(2) 動員計画

各部及び関係機関は、個々の災害対策要員の配備体制（動員計画）及び役割につい

てあらかじめ定める。また、勤務時間外についても緊急連絡網を定め、迅速な防災活動体制の確保を可能にしておく。

3 職員災害対応マニュアルの見なおし、習熟（各部）

ア 災害対策本部の各部の各班長は、定期に災害対応マニュアルを見なおし災害対応に万全を期すこととする。

イ 個々の職員は、日頃から「災害初動対応マニュアル」及び「各班の災害対応マニュアル」に目を通し、習熟しておくこととし、災害時の状況（時系列）に応じた確かな対応ができるよう備える。

ウ 各班長は、本計画に基づき作成した「災害対応マニュアル」を各職員に周知し、また、各自の任務分担の自覚、防災知識とその技術の修得を図るため、防災研修等を実施する。

4 職員の災害対応力の向上（総務部・土木下水道部・消防本部・各部）

(1) 職員の災害対応力の向上を図るため、職員への防災研修、防災訓練を実施する。

ア 研修・訓練方法

(ア) 採用時職員研修・訓練

(イ) 一般職員研修・訓練

(ウ) 管理職員研修・訓練

(エ) 全職員対象研修・訓練

イ 研修内容

(ア) 地域防災計画と各職員の任務分担

(イ) 自主参集方法

(ウ) 各種災害の発生原因についての基礎知識

(エ) 災害種別ごとの被害特性等

(オ) 過去の主な災害事例と教訓

(カ) その他必要な事項

ウ 訓練内容

(ア) 心肺蘇生法、応急処置の方法

(イ) その他必要な事項

(2) 職員対象の防災研修は総務部危機管理室及び土木下水道部下水道管理課が担当し、防災訓練は消防本部が担当し定期的を実施する。

(3) 災害対策本部、各部の班長は災害対応マニュアルに基づく訓練を年に1回以上実施し、実施内容及び実施結果等を総務部危機管理室に報告する。

(4) 総務部危機管理室は年度末に防災研修及び防災訓練の実施状況を市長に報告する。

5 資機材等の整備（各部）

災害時に備え、車両、水防資材、救助用資材等の資機材及び備蓄物資等の整備や適正配置等を図るとともに、定期的に点検を行う。また、資機材、備蓄物資等が不足する場

合に対処するため、それらを緊急調達し得る体制の確立に努める。

6 応援・協力体制の整備

(1) 市町村間の広域応援体制の充実（総務部・消防本部）

災害時の相互援助を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等の各種協定により、広域的な相互応援体制の推進に努める。

(2) 関係団体との協力体制の確保（各部）

建設業者その他の関係機関・関係団体と災害時の防災活動に関する協力体制の確立に努める。

(3) 緊急消防援助隊応援体制の充実

近年、東南海・南海地震等の切迫性やNBCテロ発生等の危険性の高まりが指摘されている状況を踏まえ、広域緊急対応体制の充実強化を図るため、平成15年6月その整備体制や消防庁長官の指示権の創設などを内容とした消防組織法の改正が行われ、平成16年4月全国で部隊数2,821隊の緊急消防援助隊として新たに発足した。

現在、国の基本計画に沿って、緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図っている。

当市は平成18年4月現在11隊を登録（消火隊4隊・救助隊1隊・救急隊6隊）

資料：予防 - 6 災害時相互応援協定（豊能地区市町）

7 消防力の充実（消防本部）

(1) 消防水利の確保、整備

ア 震災時の消火栓の機能低下を考慮し、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備、河川、ため池等の自然水利やプール等の活用により、震災時においても有効な消防水利の確保に努める。

イ 当面、震災時においても有効な各消防水利間の距離が250m以内となるよう整備を図る。

ウ 河川、ため池、プールなどの管理者は、消防機関と協議しながら、消防水利の確保のために必要な施設・設備の整備に努める。

資料：予防 - 7 消防水利一覧表

(2) 常備消防力の強化

ア 消防庁舎・車両等の整備

災害時に予想される同時多発火災に対応するため消防車両等を補強整備する。また、地震に対応できるよう消防庁舎の耐震化を進める。

イ 人命救助用資機材の強化

火災、建物倒壊等での救助事案に対応できるよう、必要な資機材の整備に努める。

ウ 救急救命士の配置

高度救命処置を実施する救急救命士を確保し配置する。

エ 認定救急救命士の配置

平成 16 年 7 月から養成を始めている気管挿管や平成 18 年 4 月から始まる薬剤投与など、更に高度な救命処置を実施できる認定救急救命士の養成に努める。

(3) 非常備消防力の強化

常備消防の強化とともに地域防災力の強化を図るため、消防団の資機材の強化に努める。

第2節 災害情報網の整備

方針

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備に努める。

計画

| | |
|----------|---------------|
| 災害情報網の整備 | 1 情報連絡体制の整備 |
| | 2 情報収集伝達体制の強化 |
| | 3 災害広報体制の整備 |
| | 4 相談体制の整備 |

1 情報連絡体制の整備（総務部・消防本部）

(1) 通信系の確保

災害時の情報伝達手段である有線電話及び無線電話の設備機能を常時維持するため、保守管理を徹底するとともに、地震に備え機器の転倒防止、予備電源の確保等に努める。

(2) 防災行政無線等の拡充

災害時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、地域防災無線移動局等の充実、防災行政無線（移動系、同報系）の再整備方針の検討及び運用体制の強化を図る。また、運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成する。

(3) 消防無線の拡充

消防団との連携、広域応援体制の充実等を考慮し、消防無線の整備、拡充に努める。

(4) 大阪府防災情報システムの活用

災害時に機動的に活用できるよう、日頃からシステムの習熟に努める。

2 情報収集伝達体制の強化（総務部・人権文化部・消防本部）

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

また、勤務時間外の情報収集伝達を迅速に行うため、24時間体制の市役所庁舎守衛及び消防本部との連携を強化する。

3 災害広報体制の整備（政策推進部・市民生活部）

市をはじめ防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

(1) 広報体制の整備

ア 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

ウ 広報文案の事前準備

(ア) 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況

(イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ

(エ) 災害時要援護者への支援の呼びかけ

(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(2) 緊急放送体制の整備

市及び放送事業者と連携して、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

(3) 報道機関との連携協力

放送事業者、通信者、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

(4) 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

4 相談体制の整備（環境部）

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話・ファクシミリ等の設置の手順、相談窓口開設等の体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

方針

市及び市民並びに事業所は、火災の発生を未然に防止し、又は火災による被害の拡大を防止するため、火災予防対策の推進を図る。

計画

| | |
|-----------|-------------|
| 火災予防対策の推進 | 1 建築物等の火災予防 |
|-----------|-------------|

1 建築物等の火災予防（建築都市部・消防本部）

(1) 一般建築物（住宅を含む）

ア 火災予防査察の強化

当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について改善指導する。

イ 防火管理体制の推進

学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防計画の作成及び同計画に基づく訓練の実施

(イ) 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

(ウ) 火気取扱いの監督、収容人員の管理 など

ウ 防火対象物定期点検報告制度の推進

(ア) 対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(イ) 一定規模、用途の防火対象物の管理権原者が火災予防に関する専門知識を有する者に防火管理業務等の消防関係法令の遵守状況について定期的に点検させ、より高い安全性を確保する。

エ 定期報告制度の活用

特定行政庁（建築主事を置く市長村においてはその長、その他の市町村においては知事）は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

オ 市民、事業所に対する指導・啓発（第1章 第1節 「市民の防災力の向上」参照）

市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火気器具、電気器具の取扱い、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(2) 高層建築物（高さが31mを超えるもの）（消防本部・建築都市部）

高層建築物は、その建築に際しては建築基準法に基づく審査及び指導のほか、特に防災上・構造上の安全を確保する必要があるものについては、専門機関による評価や国土交通大臣の認定を受けるよう指導が行われている。

構造上の特殊性、不特定多数の人が出入りするため消防活動などの災害対応は極めて困難と予想されるため、予防査察を効果的に実施するなど、所有者に対する火災の未然防止を指導する。

「高層建築物等の防火措置に関する要綱」平成16年4月1日大阪府内建築行政連絡協議会

ア 防災計画書の作成指導

原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

イ 共同防火管理体制の確立

管理権原が分かれている高層建築物、地下街において共同防火管理体制の確立を指導する。

ウ 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

エ 屋上緊急離着陸場の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

資料：予防 - 8 高さが31mを超える建物一覧表

(3) 地下街（建築都市部・消防部）

地下街については、火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難であるうえ、中にいる人達が混乱状態に陥ることも予想され、災害時の危険性が極めて高い。このため、建築基準法、消防法等によるほか「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）等により、その防火・安全対策の確保を図っているところであるが、上記(2)「高層建築物ア～ウ」によるほか、地下街連絡協議会の設置、「地下街防火・安全計画」の作成指導などにより防火・安全対策の確保・指導を行う。

第4節 災害時医療体制の整備

方針

災害時の医療救護活動が、迅速かつ連続して適切に行えるよう、府及び医療関係機関と連携しながら災害時医療体制の整備を図る。

計画

| | |
|------------|------------------|
| 災害時医療体制の整備 | 1 医療体制の整備 |
| | 2 医療情報の収集伝達体制の整備 |
| | 3 医療救護班の整備 |
| | 4 後方医療体制の整備 |
| | 5 医療用資機材等の確保 |
| | 6 搬送体制の整備 |

1 医療体制の整備（豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会、豊中保健所、豊中市（市立豊中病院、健康福祉部）

災害発生時に、医療対策に関わる意思決定を行うため、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会、豊中保健所、豊中市（市立豊中病院、健康福祉部）からなる医療本部を設け、災害医療体制の確立を図る。

医療本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 発災直後からの初期医療体制の意思決定に関すること

- ア 医療救護所開設
- イ 救護班の派遣
- ウ 体制の確立
- エ 情報の収集・伝達

(2) 広域医療体制の意思決定に関すること

- ア 大阪府への応援要請
- イ 広域応援協定に基づく応援要請（医療資機材、医薬品等）

(3) 救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること

(4) 保健衛生対策に関すること

- ア 防疫に関わる措置
- イ 心のケア
- ウ 健康相談

2 医療情報の収集伝達体制の整備（健康福祉部）

医療関係機関と連携し、災害時において迅速かつ的確な医療情報の収集伝達を行うため、医療施設の被害状況や空床状況等を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システムの有効活用を推進する。

3 医療救護班の整備（市立豊中病院、健康福祉部・消防本部・教育委員会）

豊中市医師会と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できる医療救護体制の整備を図る。

(1) 医療救護班の整備

豊中市医師会並びにと協力し、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法について予め定める。

(2) 医療救護所の設置体制の整備

医療救護所開設の手順や役割分担等の体制について整備を図る。また、医療救護所の設置場所は、北部は豊中市医療保健センター、南部は市立保健センターとし、応急救護所は傷病者が多数発生している災害現場直近に設置する。

4 後方医療体制の整備（市立豊中病院、健康福祉部）

医療救護所では対応できない患者の二次、三次医療を、府地域防災計画に定める災害医療機関を中心に、被災を免れた（被災地内、被災地外を含め）全ての医療機関で実施する体制の整備を図る。

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターである大阪府立急性期・総合医療センターは、地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは、重傷患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有するとともに、医薬品及び医療用資機材備蓄機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、応急患者搬送への対応機能を有する。豊能基本保健医療圏においては、三次救急医療体制の済生会千里病院及び大阪大学医学部附属病院が地域災害医療センターに位置づけられている。

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患など専門医療を必要とする個別疾病対策の拠点として、大阪府立精神医療センター・大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター・大阪府立成人病センター・大阪府立母子保健総合医療センターに位置付けられている。

(3) 市災害医療センター

市災害医療センターに市立豊中病院が位置づけられており、本市における医療救護活動の拠点として整備する。

(4) 災害医療協力病院

患者の受入れに協力する医療機関として救急告示病院等が指定されており、地域災害医療センター、市災害医療センター等との協力体制の強化に努める。

(5) 医療機関の診療機能確保

医療機関は、災害時における診療機能を確保するため、各々、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成するとともに、平常時から訓練を実施する。

(6) 地域医療連携の推進

災害時において、医療関係機関が連携した医療活動が実施できるよう、平常時から、豊能保健医療推進協議会(救急医療に関する小委員会)等と連携し、地域の実情に応じた医療体制を構築する。

5 医療用資機材等の確保 (市立豊中病院)

災害の発生後、緊急を要する医療用資機材等については、豊中市薬剤師会や関連業者との協力により調達体制を整備する。

6 搬送体制の整備 (市立豊中病院、健康福祉部)

医療救護所や市内の病院等から被災地外後方医療機関への搬送体制を整備する。

第5節 緊急輸送体制の整備

方針

陸上輸送及び航空輸送等、災害時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時より災害時に備えた民間業者との協力体制の推進に努める。

計画

| | |
|-----------|------------------|
| 緊急輸送体制の整備 | 1 緊急交通路の整備 |
| | 2 災害時用臨時ヘリポートの選定 |
| | 3 輸送手段の確保体制 |

1 緊急交通路の整備（大阪府・土木下水道部・総務部）

(1) 緊急交通路の選定

府が選定した広域緊急交通路に加え、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害協力病院及び避難所等を連絡する道路として、地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

名神高速道路

中国自動車道

阪神高速道路（高速大阪池田線）

国道176号

国道423号

主要地方道大阪中央環状線

国道479号・府道西宮豊中線（大阪内環状線）

主要地方道大阪池田線

イ 地域緊急交通路（市選定）

主要地方道伊丹豊中線・主要地方道旧大阪中央環状線（上新田～走井）

主要地方道豊中亀岡線・市道曽根箕面線（長興寺南～北緑丘）

市道神崎刀根山線（二葉町～上野坂）

資料：予防 - 9 緊急交通路路線図

(2) 緊急交通路の点検体制の整備

緊急交通路のうち市管理の道路については、その機能を確保できるよう整備を推進する。

また、平常時からその安全性を十分に監視、点検するとともに災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(3) 緊急交通路の周知

選定した地域緊急交通路等の緊急交通路については、災害時に機能を確保するため、平常時から市民に対し広報誌等を通じて周知に努める。

2 災害時用臨時ヘリポートの選定（大阪府・土木下水道部・総務部・消防本部）

陸上交通のマヒに備えてヘリポートへのアクセスを確保し、災害時の救助、救護活動、緊急物資の輸送のための災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

資料：予防 - 10 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表

3 輸送手段の確保体制（大阪府・土木下水道部・総務部）

災害時の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、阪急バス株式会社の指定公共機関又は指定地方公共機関との連携に努めるとともに、民間事業者との協定等により連携を図る。

資料：予防 - 11 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書

（大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会）

第6節 避難体制の整備

方針

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難場所として適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに避難施設及び周辺環境の整備に努める。

計画

| | |
|---------|--|
| 避難体制の整備 | 1 避難地、避難路等の選定 2 避難誘導體制の整備 3 市民等への周知 4 大阪市との避難者相互受入れ |
|---------|--|

1 避難地、避難路等の選定

広域避難地及び避難路等について、それぞれ安全性等を検討のうえ必要箇所を抽出し、選定する。

なお、一時避難地、広域避難地、避難路、避難所の選定にあたっては次の事項に留意する。

(1) 一時避難地（総務部）

地震・火災時等の場合における一時的な避難地として、空地面積が概ね1,500㎡以上の公園・運動場等を周囲の状況を勘案して指定する。

なお、府の選定基準は概ね1ha以上の場所となっているが、当市の一時避難地については、パンフレット、豊中市街地図等、様々な広報媒体により、既に市民に広報されているため、従来どおり概ね1,500㎡以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地（総務部）

延焼火災に対し、有効な遮断ができる空地を選定する。

ア 面積が10ha以上のもの

イ 面積が10ha未満の公共空地で、該当公共空地に隣接し、又は、近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く）

資料：予防 - 12 広域避難地位置図

(3) 避難路（土木下水道部・総務部）

ア 広域避難地に通じる避難路としての選定基準は、原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）及び10m以上の緑道。

- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
- ウ 落下物、倒壊物による危険や水利の確保が比較的容易なこと。

資料：予防 - 9 緊急交通路路線図

(4) 避難所（各部）

- ア 地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を臨時に収容する施設を原則として公共施設の中から選定する。
- イ 選定した避難所については、災害時要援護者等のため施設の段差解消、手すりの設置、身体障害者等用便所の設置等に努めるとともに、避難所生活において支障なく移動できるルートを確保するなど、避難所生活に支障のないよう配慮する。
- ウ 避難所管理者不在時の指名職員による避難所（公立小中学校）直行による開設体制の整備を行う。

資料：予防 - 13 避難場所総括表

資料：予防 - 14 避難場所一覧表 (1)小学校区別・(2)二次的避難場所

エ 洪水時避難施設および洪水時緊急避難施設の選定

猪名川・神崎川・天竺川・千里川・高川・箕面川の外水氾濫による浸水により避難を必要とする住民を、氾濫による人命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受入れすることのできる避難施設を選定する。洪水時避難施設及び洪水時緊急避難施設へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする。

(ア) 洪水時避難施設の選定

洪水時避難施設は、浸水の危険性及び徒歩で避難する距離に配慮して、町・丁単位で構成される避難ブロックごとに、浸水が想定される区域外に選定する。

(イ) 洪水時緊急避難施設の選定

洪水時緊急避難施設は、浸水時の使用可能性、施設の収容能力に配慮し、万が一逃げ遅れた住民の命を守るために利用する施設で浸水が想定される区域内に選定する。

(ウ) 洪水時避難施設及び洪水時緊急避難施設の運営管理体制の整備

- ・洪水時避難施設の管理者不在時の指名職員による洪水時避難施設への直行による開設体制の整備
- ・洪水時避難施設及び洪水時緊急避難施設を管理するための責任者の派遣
- ・災害対策本部との連絡体制
- ・自主防災組織、施設管理者との協力体制

資料：予防 - 19 洪水時避難施設一覧

2 避難誘導體制の整備（総務部・健康福祉部・警察）

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織と連携した体制づくりを推進する。

3 市民等への周知（総務部）

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、「防災マップ」の配布や広報活動、訓練等を通じて避難地等の周知徹底を行う。

4 避難者相互受入れ（総務部）

市域境界附近の地域住民の避難体制を円滑に進めるため、近隣市と避難者の相互受入れを行う。

資料：予防 - 15 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書
（対大阪市・池田市・尼崎市）

5 応急仮設住宅建設候補地の事前選定（土木下水道部）

あらかじめ都市公園、公共空地等から応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

第 7 節 非常用物資の確保及び備蓄

方 針

災害による被害が発生した場合に、救護・救援体制を迅速に実施するため、食料・生活物資等を備蓄、又は関係団体との協力のもとに流通在庫の確保を行う。

計 画

| | |
|--------------|---|
| 非常用物資の確保及び備蓄 | 1 飲料水の確保 2 食料及び生活必需品の確保 3 防疫・衛生用資材の確保 4 備蓄品の管理 |
|--------------|---|

1 飲料水の確保 (水道局・大阪府)

(1) 応急給水用資機材等の整備

ア 加圧型給水タンク車、給水タンク、仮設給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

| | 備 蓄 目 標 | 現 有 |
|---------------|---------|---------|
| 加圧型給水タンク車(2t) | 2台 | 2台 |
| 給 水 タ ン ク(1t) | 3基 | 3基 |
| 非常用飲料水袋(10入) | 50,000袋 | 50,000袋 |

イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の確保。

- ・ 豊南小学校内(豊南町西2-19-1)
- ・ 野田小学校内(野田町1-1)
- ・ 島田小学校内(庄内栄町2-20-1)
- ・ 熊野田公園内(旭丘団地内)
- ・ 桜の町公園内(桜の町2-5)

2 食料及び生活必需品の確保 (総務部)

(1) 市の備蓄倉庫の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、中央防災倉庫及び18中学校区内の各々1小学校の余裕教室等を利用し、備蓄倉庫を整備する。

資料：予防 - 16 備蓄物資及び備蓄場所一覧表

(2) 物資の確保

避難者等の食料及び生活必需品については、府と連携して備蓄及び調達により確保する。

また、備蓄計画については、府が被害想定に基づいて算出した備蓄割り当ての目標量は次のとおりである。

なお、平成 18 年度から 4 ヶ年計画で、豊中市被害想定調査結果に基づく備蓄量(短期目標量)と府が算出した備蓄割当て量との差を解消するための整備に努める。

【大阪府地域防災計画に基づく生活必需品等の種類及び整備目標量】

| 区 分 | 府の基準による備蓄内容 | 目 標 量 |
|----------------|--|----------------------------|
| アルファ化米等 | 避難所生活者数の 1 食分 | 72,340 食 (55,000) |
| 高齢者食 | 避難所生活者数の 1 食分 (人口比 2%) | 1,447 食 (1,100) |
| 粉ミルク | 避難所生活者(乳児)の 1 日分以上 (人口比 1.5%×人工授乳率70%) | 乳児用 760 人/日 (580 人/日) |
| 哺乳瓶 | 避難所生活者(乳児分) (人口比 1.5%×人工授乳率70%) | 760 本 (580) |
| 毛布 | 避難所生活者のうち児童、高齢者分 (人口比30%) | 21,702 枚 (16,500) |
| ござ | 毛布と同数 (府基準なし、市独自) | 21,702 枚 (16,500) |
| 紙おむつ(乳児用) | 避難所生活者(乳児)の 1 日分 (人口比30%×1日5個) | 10,851 枚 (8,250) |
| 紙おむつ(大人用) | 避難所生活者の 1 日分(人口比2%×1日5個) (府の基準なし、市独自) | (5,500 枚) |
| 生理用品 | 避難所生活者の 1 日分 (幼児、高齢者を除いた人口比 65%×女性比 51%) | 119,904 個 (62,000) |
| 簡易トイレ(ポックスタイプ) | 避難所生活者数100人に1基 | 723 基 (550) |

豊中市地震被害想定調査結果に基づく短期備蓄目標量

資料：予防 - 16 備蓄物資及び備蓄場所一覧表

(3) 緊急調達体制の確立

ア 民間企業との協定の推進

被災人口が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な生活必需品が足りなくなることが予想されるため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保する。さらに

災害応急対策の円滑化を図るため、民間業者等との協定等により緊急時の物資調達に努める。

資料：予防 - 20 災害時における生活物資等の安定供給に関する協定
及び食糧供給に関する協定

イ 広域的な受入れ体制

広域的な救援物資の受入れについては、府の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

3 防疫・衛生用資材の確保（豊中保健所・健康福祉部・土木下水道部・消防本部）

災害により感染症発生の恐れのある場合や浸水被害に備えて、被害の状況に応じた消毒方法を実施するために、必要な資機材、クレゾール液及びオルソ剤等の防疫用薬剤等の確保に努める。

なお、現有の消毒器具・機材は下表のとおりである。

【消毒器具・機材】

| 種 別 | 台 数 | 種 別 | 台 数 |
|-------------------------|-----|----------------------------|-----|
| 背負式噴霧器 (土木下水道部・消防本部) | 4台 | 四兼機 (土木下水道部) | 6台 |
| 三兼機 (土木下水道部) | 1台 | 有機四兼機積載車(1.5t) (土木下水道部) | 8台 |
| UVL散布機(大型) (土木下水道部) | 3台 | 電動式噴霧器 (土木下水道部) | 2台 |
| フォグマスタ (健康福祉部・消防本部) | 11台 | | |

4 備蓄品の管理（総務部・健康福祉部・水道局）

災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に迅速に対応できるよう、常時点検・整備するとともに、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

5 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条にもとづき、消毒を行う。

第 8 節 交通確保体制の整備

方 針

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努める。

計 画

| | |
|-----------|-------------|
| 交通確保体制の整備 | 1 鉄軌道施設及びバス |
| | 2 道路、橋りょう施設 |
| | 3 航空機 |

1 鉄軌道施設及びバス

(阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪急バス株式会社)

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

(2) バス

災害発生に際し、乗客の安全を確保するとともに輸送機関としての機能を十分に活用できるよう、乗客の安全確保のための関係施設の整備点検、乗客の避難、誘導のための乗務員の教育等に努める。

2 道路、橋りょう施設 (国土交通省・大阪府池田土木事務所・土木下水道部)

道路管理者は、道路啓開用資機材を整備する。また災害発生後、直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等、体制の整備に努める。

(1) 概 況

道路・橋りょうは、災害時の避難・応急活動の動脈として重要な役割をもっており、その整備が災害時の被害の軽減及び拡大防御につながるため、常にその整備状況を確認しておく。

(2) 予防計画

ア 道路については、改良・舗装など平素から維持補修に努める。

イ 橋りょうについては、災害に強い橋りょうへの補強に努める。

ウ 歩道、防護柵等交通安全施設及び街路灯については、新設及び維持補修に努める。

エ 現在計画中の都市計画道路のうち、災害時の地域緊急交通路として位置づけられるものについては、その整備を促進する。

3 航空機（国土交通省大阪空港事務所・関係機関・豊中市）

(1) 概況

当市は、市街地の中に大阪国際空港を抱え、航空機の大型化と頻繁な発着に伴い、航空機事故に対する住民の不安は非常に高いものがある。

また、航空機の大型化に伴い災害の規模が非常に大きくなることも予想される。

(2) 予防計画

ア 国、航空会社等の関係機関は安全運行のための教育、保安施設の整備充実、航空資機材の整備、点検等を行い、事故発生防止に努める。

イ 甚大な被害が予想される万一の事態に備えて国、地方公共団体、航空会社はもとより、すべての関係機関は、平素から相互に緊密な連携協調を図り災害時に備えるものとする。

ウ 災害に迅速な有機的対策を行えるよう関係機関、関係市等による航空機事故対策総合訓練を行う。

第9節 災害及び防災に関する調査研究

方針

災害の未然防止と被害の軽減を図りつつ、総合的計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

計画

| | |
|----------------|---|
| 災害及び防災に関する調査研究 | 1 関係機関との情報交換 2 防災に関する資料の収集及び分析 3 災害対応マニュアルの作成 |
|----------------|---|

1 関係機関との情報交換（総務部・各部）

府、他市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の防災対策に関する計画や情報について、連絡を密にし情報交換に努める。

2 防災に関する資料の収集及び分析（総務部・各部）

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 災害対応マニュアルの作成（各部）

各部において災害情報の収集・伝達、災害応急措置の実施等、災害活動の全般にわたり、常に的確な対応が取れるよう「災害対応マニュアル」を整備し、平常時から災害業務の習熟を図る。

第 1 0 節 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進

方針

「新豊中市総合計画」との整合を図りながら、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急 5 箇年計画を策定し、事業の推進を図るものとする。

計画

| | |
|--------------------|----------|
| 地震防災緊急事業 5 箇年計画の推進 | 1 対象区域 |
| | 2 計画の初年度 |
| | 3 計画対象事業 |

1 対象区域

市全域

2 計画の初年度

平成 18 年度(第 3 次)

3 計画対象事業(各部)

豊中市に位置するもの。事業主体が豊中市以外の場合は事業主体名を記載。

(1) 避難地

(2) 避難路

(3) 消防用施設

(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、又はヘリポート

(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

(11) (7) ~ (10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

(12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

(13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

(14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の

- 伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (16) 地震災害において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備及び資機材
 - (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - (19) (1) ~ (18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの